# 再生利用認定制度(平成9年~)

## 制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住 民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保 しつつ、再生利用を大規模・安 定的に行う施設を確保し、廃棄 物の減量化を進める必要。

## 制度の概要

#### 認定対象者

安定的な生産設備を用い た再生利用を自ら行う者

#### 特例措置

環境大臣の認定により、 都道府県知事等の処理 業・処理施設の設置の許 可が不要となる

#### 認定品目

廃ゴム製品 廃プラスチック類 シリコン汚泥 廃肉骨粉 廃木材(一廃) 建設汚泥(産廃)

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

(バーゼル規制対象物) 非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

#### 概念図

簡単に腐敗、揮発したりして 生活環境保全上支障の生じない廃棄物



原材料として投入



生産設備等 (製鉄所、セメントキルン等)



製品(鉄、セメント等)

### 認定実績(H20年10月末)

一般廃棄物:64件 産業廃棄物:46件

51